

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 五
 - 告 示
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 五
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 五
 - 土地改良法により換地計画を定めた件二件 五
 - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 五
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 五
 - 公 告
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五
 - 福島県人事委員会 五
 - 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則 五

規 則

福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年二月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（令和六年福島県条例第七十二号）の施行期日は、令和七年四月一日とする。

（児童家庭課）

告 示

福島県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年二月四日から同年六月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスのアオキいわき遠野店 福島県いわき市遠野町上遠野太田六十三番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社クスのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 株式会社クスのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年九月二十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千三百六十五平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 四十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十五台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 六十平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 八・〇五立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 翌日の午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

令和七年一月二十三日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、古道地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年二月五日から

同 月二十五日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、広野地区鶴ヶ崎工区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年二月五日から

同 月二十五日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

広野町役場

(農村基盤整備課)

福島県告示第八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、広野地区小滝平工区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年二月五日から

同 月二十五日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

広野町役場

(農村基盤整備課)

福島県告示第八十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年二月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

戸崎

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する一点から七点を結んだ線及び七点から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件(昭和四十七年福島県告示第七百三十二号)で指定した土地の境界線(標柱四号と標柱三号を結んだ線)に沿って八点に至る線と八点から一点

までを結んだ線に囲まれた土地の区域

本宮市本宮

字白川九番三

一点

北緯三七度三一分一五秒四〇二五

東経一四〇度三三分三七秒三一八八

北緯三七度三二分一五秒五四四八

字戸崎七十八番三

二点

山の神	同郡同町大字折木字山の神	土石流	土石流
岩作	双葉郡広野町大字下北迫字岩作	土石流	土石流
区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八十三号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和七年二月四日

字白川一番二	一番二	九点	東経一四〇度三三分三八秒六一五七
	一番二	九点	北緯三七度三一分一四秒〇〇七八
	三番四	十点	東経一四〇度三三分三八秒一七五二
	三番四	十点	北緯三七度三一分一四秒三六四〇
	三番五	十一点	東経一四〇度三三分三七秒九八〇一
	三番五	十一点	北緯三七度三一分一四秒六二六四
	三番六	十二点	東経一四〇度三三分三八秒〇三三二
	三番六	十二点	北緯三七度三一分一五秒一八八九
			東経一四〇度三三分三七秒八二一九

(砂防課)

二 土砂災害特別警戒区域

大沢北3	同郡同町駒ヶ嶺字白子下	土石流	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
大沢北1	同郡同町駒ヶ嶺字白子下	土石流	
赤柴	同郡同町駒ヶ嶺字大沢北	土石流	
南狼沢	相馬郡新地町谷地小屋字南狼沢	土石流	
本沢	同郡同町大字夕筋字本沢	土石流	
櫛葉作	同郡同町大字夕筋字櫛葉作	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年二月四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 雄一

同 鈴木 定芳

同 山田 義人

同 遠藤 俊一

同 岩淵 真祐

同 猪俣 孝司

同 飯野 利光

同 庄司 英喜

同 高崎 弘明

同 羽會部 祐仁

同 横山 敏光

同 遠藤 忠一

同 遠藤 和夫

同 堀 利和

同 慶徳 榮喜

同 大竹 良幸

同 就任した役員

役別 氏名

理事 山田 義人

同 庄司 英喜

同 石井 善治

同 高橋 秀行

同 佐藤 雄一

同 山口 隆夫

同 高崎 弘明

同 横山 敏光

同 遠藤 俊一

同 奥川 維之

同 遠藤 忠一

住所

喜多方市関柴町下柴字馬場田八一番地一

耶麻郡北塩原村大字下吉字吉村一二九二番地

喜多方市塩川町四奈川字西鏡百二〇三九番地の一

市熱塩加納町米岡字田中丁四〇四番地

市岩月町大郡字宮ノ前二〇一四番地

市熱塩加納町熱塩字田仲前丙二六九三番地

市上三宮町三谷字五分一四九五番地

市松山町鳥見山字南屋敷六二四〇番地

市豊川町沢部字長尾一九一五番地

市熊倉町熊倉字熊倉八〇二番地

市塩川町小府根字六角四〇〇番地

市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

耶麻郡北塩原村大字北山字鶏林三五〇一番地五

喜多方市市道八七一〇番地

市塩川町吉沖字亀ヶ台二〇三五番地

耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内四一八三番地

住所

喜多方市塩川町四奈川字西鏡百二〇三九番地の一

市松山町鳥見山字南屋敷六二四〇番地

市上三宮町吉川字下三宮二九一二番地

市岩月町大郡字大沢入五〇一五番地

市関柴町下柴字馬場田八一番地一

市慶徳町松舞家字松野七五四番地

市豊川町沢部字長尾一九一五番地

市塩川町小府根字六角四〇〇番地

市熱塩加納町米岡字田中丁四〇四番地

耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内四二一一番地

喜多方市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

同 遠藤 和夫 耶麻郡北塩原村大字北山字鶏林三五〇一番地五
同 佐藤 まゆみ 喜多方市上三宮町上三宮字東川原三四一八番地二二
同 原 恵美子 市熱塩加納町宮川字半在家一四九五番地
同 羽會部 祐仁 市熊倉町熊倉字熊倉八〇二番地
同 瀧口 信哉 市塩川町会知字大町甲二八番地
同 慶徳 榮喜 市塩川町吉沖字亀ヶ台二〇三五番地

(農村計画課)

福島県人事委員会

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月四日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第一号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別表第二の区分試験の対象となる職の欄」を「別表第二の二」に改める。

第六条中「及び第四号」を削り、「高等学校卒業の程度」を「高等学校（以下「高等学校」という。）卒業の程度とし、第三条第一項第四号に掲げる採用試験については試験機関が定めるもの」に改める。

第十三条後段を削る。

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

別表第二（第四条、第五条関係）

第三条第一項各号に掲げる採用試験	区分試験	福島県職員（大学卒業度）採用候補者試験	行政事務	試験種目
		警察事務	口述試験 論文試験 適性検査 資格調査	
		農業	試験種目	
		農業土木	試験種目	

土木 (先行実施枠)	畜産 (先行実施枠)	建築 (先行実施枠)	林業 (先行実施枠)	農業土木 (先行実施枠)	農業 (先行実施枠)		行政事務 (先行実施枠)	福祉	心理	機械	水産	畜産	薬学	農芸化学	化学	建築	土木	林業
基礎能力検査(多肢選択式)		基礎能力検査(多肢選択式) 専門試験(記述式) 口述試験 適性検査 資格調査			基礎能力検査(多肢選択式) 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査													

福島県職員(高校卒程度) 採用候補者試験	福島県職員(資格免許職) 採用候補者試験																	
行政事務	司書	栄養士	福祉 (特別募集)	心理 (特別募集)	機械 (特別募集)	水産 (特別募集)	畜産 (特別募集)	薬学 (特別募集)	農芸化学 (特別募集)	化学 (特別募集)	建築 (特別募集)	土木 (特別募集)	林業 (特別募集)	農業土木 (特別募集)	農業 (特別募集)			
教養試験 (多肢選択式) 口述試験	教養試験 (多肢選択式) 専門試験 (多肢選択式) 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査		基礎能力検査(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式又は記述式) 口述試験 適性検査 資格調査												口述試験 適性検査 資格調査			

福島県警察官採用候補者試験	福島県職員（職務経歴者）採用候補者試験													
	警察官B（男性・一般）	警察官A（女性・一般）	警察官A（男性・一般）	土木	農業土木	心理	薬学	建築	林業	農業	行政事務	土木	農業土木	警察事務
教養試験（多肢選択式）	資格調査 体力検査 身体検査 適性検査 口述試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査 体力検査 資格調査	教養試験（多肢選択式）	資格調査 口述試験 アピールシート試験	基礎能力検査（多肢選択式） 資格加点					口述試験 適性検査 資格調査	基礎能力検査（多肢選択式） アピールシート試験	口述試験 論文試験 適性検査 資格調査	教養試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式） 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査	作文試験 適性検査 資格調査

農業（先行実施枠）	農業	警察事務	行政事務（先行実施枠）	行政事務	区分試験	区分試験の対象となる職	警察官B（女性・一般）	作文試験 口述試験 適性検査 身体検査 体力検査 資格調査	福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験	教養試験（多肢選択式） 専門試験（多肢選択式） 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査	福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験	教養試験（多肢選択式） 口述試験 作文試験 適性検査 資格調査

別表第二の二(第四関係)

別表第二備考中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 「専門試験（記述式）」とは、専門的な知識、技術又はその他の能力についての記述式による筆記試験をいう。

別表第二の次に次の一表を加える。

農業（特別募集）	農業土木	農業土木（先行実施枠）	農業土木（特別募集）	林業	林業（先行実施枠）	林業（特別募集）	土木	土木（先行実施枠）	土木（特別募集）	建築	建築（先行実施枠）	建築（特別募集）	化学	化学（特別募集）	農芸化学	農芸化学（特別募集）	薬学	薬学（特別募集）	
主として農業土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として工業化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として農芸化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職							

畜産	畜産（先行実施枠）	畜産（特別募集）	水産	水産（特別募集）	機械	機械（特別募集）	心理	心理（特別募集）	福祉	福祉（特別募集）	司書	栄養士	警察官A（男性・一般）	警察官A（女性・一般）	警察官B（男性・一般）	警察官B（女性・一般）	
主として畜産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職			主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として福祉に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として司書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		主として栄養士に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることを職務とする職		

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項第一号中「農芸化学、薬学、心理、福祉及び土木（先行実施枠）以外のもの」を「行政事務、警察事務、農業、農学、土木、林業、土木、建築、化学、畜産、水産、機械、農業（特別募集）、農業土木（特

別募集)、林業(特別募集)、土木(特別募集)、建築(特別募集)、化学(特別募集)、畜産(特別募集)、水産(特別募集)及び機械(特別募集)に、「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第二号中「農芸化学」の下に「及び農芸化学(特別募集)」を加え、「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第三号中「薬学」の下に「及び薬学(特別募集)」を加え、「試験告知の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第四号中「心理」の下に「及び心理(特別募集)」を加え、「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第五号中「福祉」の下に「及び福祉(特別募集)」を加え、「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第六号中「行政事務(先行実施枠)」の下に「、農業(先行実施枠)、農薬土木(先行実施枠)、林業(先行実施枠)、土木(先行実施枠)、建築(先行実施枠)及び畜産(先行実施枠)」を加え、「試験告知の日の属する年度の次の年度」を「試験を実施する年度」に改め、同項第七号を削り、同表福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の項中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同表福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の項中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同表福島県職員(職務経験者)採用候補者試験の項第一号中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に、「六十歳未満」を「六十一歳未満」に改め、同項第二号中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に、「六十歳未満」を「六十一歳未満」に改め、同項第三号中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に、「六十歳未満」を「六十一歳未満」に改め、同項第四号中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に、「六十歳未満」を「六十一歳未満」に改め、同表福島県警察官採用候補者試験の項受験資格の欄を次のように改める。

- 一 警察官A(男性・一般)及び警察官A(女性・一般)
 - 試験を実施する年度の四月一日における年齢が三十三歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 大学を卒業した者又は試験を実施する年度の三月末日までに卒業見込みの者
 - イ 試験機関がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 二 警察官B(男性・一般)及び警察官B(女性・一般)
 - 試験を実施する年度の四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の者で、前号のイ及びイに該当しないもの(四月から八月までに第一次試験を実施する試験においては、受験申込みの時点で高等学校に在学中の者を除く。)

別表第三福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の項及び福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験の項中「試験告知の日の属する年度」を「試験を実施する年度」に改め、同表備考中「年度」とは、「試験を実施する年度」とは、第一次試験を実施する日が属する」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)